

上 場 会 社 代 表 者 各 位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔 柳 昇

新株予約権証券の上場制度の見直しに係る「取引参加者規程」等の一部 改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「取引参加者規程」等の一部改正を行い、平成26年11月28日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、従来の増資方法では資金調達できない会社がライツ・オファリングを利用し、株主が不利益を被っている事例が散見される状況を踏まえ、本年7月に株式会社東京証券取引所の上場制度整備懇談会において取りまとめられた「我が国におけるライツ・オファリングの定着に向けて」との提言を参考に、新株予約権証券の上場にあたり増資の合理性に係る評価手続きを求めるとともに、発行者である上場会社については一定の業績基準の充足を求めるなど、新株予約権証券の上場基準の見直しを行うこととし、「取引参加者規程」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

記

I. 改正概要

(備 考)

1. 新株予約権証券の上場基準の見直し

新株予約権証券（ノンコミットメント型ライツ・オファリングに係るものに限る。）の上場については、既存の上場基準に加え、次の(1)及び(2)のいずれの基準にも適合することを要するものとします。

(1) 新株予約権証券の発行者である上場会社において次の a 又は b のいずれかの手続きが実施されていること。

- a 取引参加者による増資の合理性に係る審査
- b 株主総会決議などによる株主の意思確認

(2) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次の a 及び b のいずれにも該当していないこと。

- a 最近2年間に於いて利益の額が正である事業年度がないこと。
- b 上場申請日の直前事業年度又は直前四半期会計期間の末日において債務超過であること。

・有価証券上場規程第10条の3第1項第2号等

・有価証券上場規程第10条の3第1項第3号等

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1) a の増資の合理性に係る審査は公募増資の際の引受審査に準じるものとし、当該審査を行う取引参加者は新規上場時に求められる上場適格性調査体制に準じた審査体制を整備するものとします。 ・本見直しに伴い、既存の上場基準のひとつである「公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと」の運用上の観点を明確化します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者規程第26条の4第2項、取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第3章 ・有価証券上場規程に関する取扱い要領13の3(5) |
|---|--|
2. その他
- 新株予約権証券の上場日は、行使期間の初日以降の日とします。
- ・有価証券上場規程に関する取扱い要領13の3(6)

II. 施 行 日

平成26年11月28日から施行します。ただし、2. については、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行の日から実施します。

以 上